

【30件 文】湯島温泉湯治人取り締まり定書

(寛政七年：一七九五)

覚

一火之元致二大切一、別而湯治人
大勢入込候節者、昼夜番人
相廻し、等閑いたし間敷候事

一村方之者ハ勿論、湯治人ととも
博奕并賭之諸勝負、堅く為致申
間敷候事

一湯治場之儀者、都而病人入込候
事ニ候得者、喧嘩口論・狼藉成義
為レ致間敷候事

一隱売女駄之者差置申間敷事
一湯治人に紛、盜賊之類其外
故(胡)乱成もの入込候節ハ、村役人・
湯宿者不レ及レ申、惣百姓共申合、
怪敷駄に相見江候ハヽ、捕置
可二申出一事

一湯治人江対し非分之儀
決而申懸ケ間敷事

右之通可二相守一者也

【30読み下し文】

覚

一火の元大切に致し、別けて湯治(とうじ)人
大勢入り込み候節は、昼夜番人
相廻し、等閑(とうかん)いたし間敷(まじく)候事
間敷候事

一村方の者は勿論、湯治人とも
博奕(ばくち)並びに賭(かけ)の諸勝負、堅く致させ申す
間敷候事

一隠れ売女(ばいじょ)駄(てい)の者差し置き申す間敷事
一湯治人に紛れ、盜賊の類其の外
故(胡)乱(うろん)成るもの入り込み候節は、村役人・
湯宿は申すに及ばず、惣百姓共申し合わせ、
怪敷(あやしき)駄に相見え候はば、捕え置き
申し出るべき事

一湯治人へ対し非分(ひぶん)の儀
決して申し懸け間敷事

右の通り相守るべき者也

寛政七年十一月

役所

布施孫三郎

寛政七年十一月

役所

布施孫三郎